

市原市耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊から市民の生命を守るため、耐震シェルター等を設置する事業に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することについて、市原市補助金等交付規則（昭和38年市原市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 市原市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成16年市原市告示第106号。以下「診断実施要綱」という。）第2条第1号に規定する木造住宅をいう。
- (2) 耐震シェルター等 地震時に木造住宅の倒壊から人命を守ることを目的とした耐震シェルター及び防災ベッド（いずれも1階に設置するものに限る。）であって、市長が別に定めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を備えた者とする。

- (1) 市内に存する木造住宅の所有者（法人を除く。）、その推定相続人その他補助金を交付することが適当である者として市長が認める者
- (2) 耐震シェルター等の設置後当該木造住宅に居住する予定である者
- (3) 市原市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（平成18年市原市告示第173号）第4条に規定する補助対象事業（同条に規定する耐震工事業のうち同条第1号及び第2号に規定するものに限る。）として補助金の交付を受けていない者
- (4) この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、診断実施要綱第10条に規定する通知書の診断結果の数値が1.0未満である木造住宅について行う耐震シェルター等の設置事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（ただし、25万円を限度とする。）とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市原市耐震シェルター等設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前に、市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る見積書の写し
- (2) 耐震シェルター等の設置位置を示した平面図
- (3) 耐震シェルター等の仕様書等
- (4) 木造住宅が補助対象者の所有であることを証する書類（補助対象者が推定相続人のときは、木造住宅が被相続人の所有であることを証する書類及び推定相続人であることを証する書類）
- (5) 市税の完納を証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは、市原市耐震シェルター等設置事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請を却下するときは、市原市耐震シェルター等設置事業補助金交付申請却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市原市耐震シェルター等設置事業変更承認申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該変更に係る事業の着手前に、市長に申請しなければならない。

- (1) 第7条各号に掲げる添付書類のうち、変更に係る書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、前条の決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更を承認したときは、市原市耐震シェルター等設置事業変更承認通知書（別記第5号様式）により、当該申請を行った補助事業者

に通知するものとする。

- 3 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ市原市耐震シェルター等設置事業廃止届（別記第6号様式）により、市長に届け出なければならない。

（完了報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、市原市耐震シェルター等設置事業完了報告書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 施工写真（施工前、施工中及び施工後のもの）
- (3) 補助事業者の住民票
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の完了報告書は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、市原市耐震シェルター等設置事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により、当該報告を行った補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市原市耐震シェルター等設置事業補助金交付請求書（別記第9号様式）に禁止事項に係る誓約書（別記第10号様式）を添えて、市長に請求しなければならない。

（立入調査）

第13条 市長は、耐震シェルター等の設置内容を確認するため、補助事業者の承諾を得た上で、補助金の交付に係る木造住宅に立ち入って調査を行うことができる。

- 2 市長は、調査の結果、設置内容が交付の決定と異なると認めたときは、補助事業者に対し、第9条の規定に基づく変更の手続きを求めることができる。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、市原市耐震シェルター等設置事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、当該取消しに係る補

助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、市原市耐震シェルター等設置事業補助金返還命令書（別記第12号様式）により、当該取消しに係る補助事業者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（補助事業者の責務）

第16条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、補助金を受領した日から起算して5年を経過する日まで、補助に係る耐震シェルター等について解体等の工事を行ってはならない。ただし、市長が補助事業者の事情等を勘案し、やむを得ないと認めるときはこの限りでない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業に係る補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。